**【テーマ3】　障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | **◆「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児児童生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。****◆障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。****◆「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にした一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。****◆関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **支援を必要とする児童生徒の増加や多様化に対応した環境整備** |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.3月末時点）＞** |
|  | **■支援を必要とする児童生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備**＊府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた取組み・府立支援学校における知的障がい児童生徒数の増加に対応するため、平成30年３月に策定した基本方針に基づき、支援学校の既存施設の活用等に取り組みます。＊知的障がいのある生徒の教育環境整備事業・高等学校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、「知的障がい生徒自立支援コース」(\*7)と「共生推進教室」(\*8)の取組みを進め、知的障がいのある生徒の後期中等教育の充実を図ります。＊高等学校支援教育力充実事業・高等学校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導等の充実を図るために、支援要請校へ訪問・来校相談を実施します。＊通級指導(\*9)担当教員等専門性充実事業・中学校と高等学校における通級指導について、担当教員への研修を実施し専門性の向上を図るとともに、中学校と高等学校の連携方法等について研究を進めます。は、公私双方を対象とする取組み**■府立支援学校教員の専門性の向上**＊教職員研修事業 教員免許法認定講習・特別支援学校の小学部については、引き続き、特別支援学校教諭免許状の取得を受験の要件とし、中学部・高等部についても、引き続き、採用後3年以内に免許状を取得することを受験案内に明記します。・また、来年度実施の選考テストにおいて、特別支援学校中学部・高等部においても、特別支援学校教諭免許状の取得を受験の要件とすることとしており、免許状の取得に向けた準備を促すため、要件化についての周知を図ります。　・特別支援学校教諭免許状の認定講習及び第2認定講習（国事業を活用）を開催し、免許申請に必要な単位を1年間で修得できる環境を整え、免許状未保有教員の免許取得を促進します。 | ◇活動指標（アウトプット）・基本方針に基づき、特別教室の転用や通学区域割の変更等の実施に向けた取組みを進めます。・「知的障がい生徒自立支援コース」と「共生推進教室」の担当者連絡会や実践報告会の開催を通じて、障がいのある生徒の指導・支援の充実を図ります。・令和２年度に東住吉高校と今宮高校に設置する、共生推進教室の準備を進めます。・自立支援推進校(\*7)等から指定する支援教育サポート校の担当教員が、支援要請のあった高校へ訪問相談等を実施します。　　　（参考）平成30年度　相談件数　80件・中学校と高等学校における通級指導について、指導方法や通常の学級担任との連携の在り方について研究を進めるとともに、中学校と高等学校の連携方法等について研究することで、中・高の通級指導の効果的な接続について研究します。◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）＊支援学級、通常の学級、支援学校、自立支援推進校・共生推進校(\*8)における連続性のある「多様な学びの場」の教育環境を一層充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育を進めます。◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・認定講習及び第2認定講習等の受講を府立支援学校に働きかけ、毎年度300人以上の新規免許取得者を出すことにより、令和２年度末までに免許保有率をおおむね100％にすることをめざします。（参考）平成30年度 新規免許状取得者　139人　　　 （平成30年度末免許状取得見込みの者を含む）　　 　　平成30年度 免許状保有率　71.2％（平成30年5月1日現在）　　　　　　　　（平成30年度全国平均　84.0％） | ○支援を必要とする児童生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備＊府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた取組み・基本方針に基づき、特別教室の転用を実施するとともに、元西淀川高校を活用し、新たな知的障がい支援学校を整備すべく、令和２年度から事業に着手することとした。（想定開校時期：令和５年４月）＊知的障がいのある生徒の教育環境整備事業・自立支援推進校・共生推進校の担当者を対象とした連絡会において、「ともに学び、ともに育つ」教育をすすめる上での各校の取組みの工夫等について、情報交換や協議を実施。・新たな共生推進教室設置校と本校の連絡会を開催し、各校の進捗状況の把握と、教育環境整備をはじめ取組みを進めるにあたり必要な支援や助言を行った。＊高等学校支援教育力充実事業・支援教育サポート校が、高校からの相談に対し、支援を行った。　　　　　　　　　　　　相談：23校56件　講演等：11回　　各サポート校主催の支援教育コーディネーター連絡会（4回）・「高等学校等における支援教育推進フォーラム」で学校の支援教育の優れた取組みを共有。（12月）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参加者数：約400名＊通級指導(\*9)担当教員等専門性充実事業・担当教員の専門性向上のために「専門講座」を開催（５月、６月、８月、10月、11月、2月）。　　　　　参加者数：のべ 182名・事業の進捗確認、成果の取りまとめに向け、「専門性充実検討会議」を開催（10月、11月、１月）。・事業の成果発信のため、フォーラムを開催（12月）。参加者数：約400名○府立支援学校教員の専門性の向上＊教職員研修事業　教員免許法認定講習・7～９月に15日間の日程で認定講習(7科目)を開講。受講者数:府立支援学校教員　772人・8～9月に6日間の日程で第2認定講習(3科目)を開講。受講者数:府立支援学校教員　511人免許状未申請者への働きかけ・5～１月末にかけて免許状申請した教員　165人・単位修得済かつ免許状未申請者193人に対し、令和2年4月中の免許申請を促す予定。・令和元年度 免許状保有率　75.9%　　　　　　　　　　　　　（令和元年5月1日現在） |
| **就労を通じた社会的自立支援の充実** |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.3月末時点）＞** |
|  | **■就労支援・キャリア教育の強化**・就労支援に向けた取組みの充実のため、大阪市から移管後、新たに「職業コース」を設置した知的障がい支援学校６校への指導助言を行います。・民間企業と連携した研修等を生徒及び教員を対象として引き続き実施し、就労意欲の向上につなげ、府立支援学校における職業教育の充実をめざします。＊教育課程改善事業・支援学校における職業教育・キャリア教育の充実を図るため、モデル校２校に配置した「授業改善アドバイザー」の授業改善に係る視点を全府立支援学校に共有します。あわせて、新学習指導要領に対応した各校におけるキャリア教育の観点を含んだ教育課程への見直しを進めます。＊関係部局等との連携による就労支援の充実・関係部局や関係機関との連携を強化し、職場実習を通じた就職希望者数の増加に向けた取組み等、自己有用感、就労意欲の向上のため、就労支援体制の充実を図ります。 | ◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・令和４年度に知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率35％をめざします。（参考）平成30年度　　28.7％（全国34.0％）・令和４年度に府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率100％をめざします。　（参考）平成30年度　　92.8%◇活動指標（アウトプット）・授業改善の成果を報告会や成果物の作成などを通じて、全府立支援学校に共有します。・関係部局や企業と連携した勉強会、学校見学セミナー、就労支援研修を実施します。 | ○就労支援・キャリア教育の強化・各ブロックの進路指導関係機関連絡会議に参加し、各地域の関係機関への情報提供、情報共有の機会をもった。・府立知的障がい支援学校高等部3年生の就職率28.7％（５月1日時点）・就職希望者の就職率 　　　 92.8％（５月1日時点）・「職業コース」を設置する知的障がい支援学校４校（寝屋川支援、茨木支援、富田林支援、堺支援）を視察し、指導助言を行った（11～12月）。・生徒及び教員が企業の先進的な取組を学び、教育課程の充実や個に応じた就労支援の充実を図るための専門的な研修等の実施。・就労支援担当３年以内の教員を対象とした就労支援研修を年3回実施し、就労支援に必要な実践的知識・スキルについての講義やグループワーク等を通じて、担当者の育成を図った（7月、11月、２月）。・株式会社D＆Iとの就労支援に関する事業連携を締結（９月）し、就労支援に向けた取組みを行った。①中学部生徒及びその保護者を対象とした職場体験実習の開催②テレワーク実習の実施＊教育課程改善事業・平成30年度末、東淀川支援学校で中間報告会を、令和２年２月21日、生野支援学校で最終報告会を開催し、成果報告を行った。・モデル校２校の事業推進に向けた、教員実務者や授業改善アドバイザーとの連絡会議を開催し、進捗状況の確認と指導助言を行った（6月、12月、２月）。・報告書を冊子化し、３月末に全府立支援学校へ情報共有した。＊関係部局等との連携による就労支援の充実・3部局による勉強会を実施し、支援学校高等部生徒の就労意欲を向上させるための講義及びグループワークを行った（８月）。・3部局連携により、企業を対象とした学校見学会を2校において開催した（７月）。・事業の一層の充実の為、３部局の所管する施設の見学会を開催（５施設）。 |
| **一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実** |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.3月末時点）＞** |
|  | **■「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用促進****・**学校において障がいのある児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用を促進します。※「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成率については、公立小学校、中学校とも、平成30年度に100%達成済は、公私双方を対象とする取組み・就学前施設や公立小中学校から支援学校に入学する児童生徒の「個別の教育支援計画」等を引き継ぎ、活用を促進します。**■医療的ケア**(\*10)**を実施する体制整備の支援**＊医療的ケア通学支援事業・府立支援学校において、通学途上に医療的ケアが必要なため通学バスを利用できない児童生徒について、介護タクシー等に看護師が同乗することにより通学を可能にし、学習機会の保障と保護者負担の軽減を図ります。＊高度医療サポート看護師配置事業・府立支援学校に在籍する高度な医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するための看護師配置を行い、高度な医療的ケアを必要とする子どもの学校生活をサポートします。＊医療的ケア実施体制構築事業**・**府立支援学校において、医療的ケアを実施する看護師が人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含め、安心して医療行為が出来るように医療的ケア実施体制の充実を図ります。＊市町村医療的ケア等実施体制サポート事業・地域の小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒の教育環境の充実を図るため、看護師の安定的確保を図るとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒の転入学当初に必要な初期費用の一部を補助します。**■不登校の未然防止や学校復帰のための支援の促進**＊課題を抱える生徒フォローアップ事業・高等支援学校等に通う課題を抱える生徒及び家庭に対する福祉的アプローチの強化のため、スクールソーシャルワーカー(\*4)を派遣し、家庭生活等による課題への支援の充実を図ります。 | ◇活動指標（アウトプット）・積極的に学校訪問を行い、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用状況を把握するとともに、より効果的な活用事例の収集を行います。（参考）平成30年度訪問実績　37校◇成果指標（アウトカム）（数値目標）・府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合を増やします。（参考）平成30年度　「個別の教育支援計画」作成状況・障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校のうち、「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合　　　　　　 93.1％・障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校のうち、「個別の指導計画」を作成している学校の割合　　　　 97.7％・学校生活支援員を配置している府立高校で、個別の教育支援計画の作成を100％にします。 　　（参考）　平成30年度　　94.0％・支援学校に入学する児童生徒のうち、就学前施設から小学部への入学時、小学校から中学部への入学時、中学校から高等部への入学時それぞれの「個別の教育支援計画」等の引継ぎを前年度比で10ポイント程度向上させます。（参考）平成30年度　　　　　就学前施設から小学部1年生　　　　71.6％　　　　　小学校から中学部1年生　　　　　　　85.9％　　　　　中学校から高等部1年生　　　　　　　83.2％◇活動指標（アウトプット）・府立支援学校の5校5人程度を対象に、モデル事業として実施し、車両・看護師の確保・手配、乗車中の医療的ケアの実施、車両の運行等の観点から、課題・対応策を検証します。◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない児童生徒の登校日数の増加をめざします。◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する支援学校4校に高度医療サポート看護師を配置し、医療的ケアの必要な児童生徒の自立の観点から、一人ひとりの障がいの状況を踏まえ、保護者の付き添いを可能な限りなくしていきます。◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・学校看護師のスキルアップや児童生徒の主治医を中心とした医療機関と密接な連携を図り、また、教育、福祉、医療等の関係者、保護者の代表者等で構成する大阪府立支援学校医療的ケア検討委員会を設置して総括的な管理を行うことにより、支援学校において可能な限り保護者の付き添いなしで安全安心に児童生徒を受け入れるための体制を構築します。◇活動指標（アウトプット）・小中学校に勤務する看護師を対象とした定着支援のための医療講習会や学校看護職の普及や啓発のための実践報告会を実施します。◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・医療的ケアを必要とする児童生徒の転入学に必要な初期費用について市町村への補助を行い、医療的ケアの必要な児童生徒が、地域の小中学校で安全安心に学ぶことができるよう教育環境の整備を図ります。◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・職業学科のある高等支援学校5校に、福祉的アプローチを熟知したSSWを派遣することにより、家庭生活上の問題から登校に結びつかない、教育活動に集中できないなど「長期欠席」「問題行動」に至っている生徒とその家庭への支援を充実させることで、長期欠席の生徒の数を減少させます。(数値目標)・令和３年度までに、SSWを派遣する高等支援学校の長期欠席者数を在籍生徒数の５％を目標として減少させます。（参考）平成30年度　　8.6% | ○「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用促進　・公立小・中・義務教育学校への学校訪問　　　小学校　　　　　23校　　　中学校　　　　　16校　　　義務教育学校 2校　　・府立高校において、障がいにより配慮を要する生徒が在籍する学校に対しては、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し活用するよう指導助言した。個別の教育支援計画　　97.6%個別の指導計画　　　　　95.0%・支援学校に入学する児童・生徒のうち、就学前施設から小学部への入学時、小学校から中学部への入学時、中学校から高等部への入学時それぞれの「個別の教育支援計画」等の引継ぎについては、就学前施設から小学部1年生へは10.5%向上しているものの、小学校から中学部1年生への引継ぎ率については2.7%、中学校から高等部1年生へは1.4%と微増にとどまった。就学前施設から小学部1年生　　82.1％　小学校から中学部1年生　　　　　88.6％中学校から高等部1年生　　　　　84.6％・市町村別、地域ブロック（8ブロック）別の引継ぎ率を地域支援リーディングスタッフ実践協議会にて提示するとともに、引き続き、市町村の各小・中学校へ引継ぎの重要性を伝えるよう指導した。・各ブロック会議において、引継ぎ率の低い各段階（就学前⇒小１、小⇒中、中⇒高）を示し、支援学校および各市町村教育委員会へ取り組みの強化・改善に向けた指導を行った。特に、引継ぎ率の低いブロックにおいては、引継ぎの重要性について改めて指導した。　・就学前からの引継ぎ率向上に向けては、私学幼稚園の教職員を対象とした、特別支援教育に関する「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の基礎・基本となる内容に関する研修を２回実施した。42園55人が参加。「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成及び活用促進に努めた。○医療的ケアを実施する体制整備の支援＊医療的ケア通学支援事業・５校５人のモデルについて、６月下旬までに看護師が同乗した介護タクシー等で通学を開始した。今後の拡充に向けて年内に、乗車中の医療的ケアの実施、車両の運行等の観点から、課題・対応策の検証を行った。・登校日数は体調等により一人ひとり異なるが、週１日程度～週５日登校しており、安定して登校できるようになったこと、また、体調が安定し体力的な不安が解消されたことにより、５モデル中３モデルにおいて、事業開始当初に比して、登校日数が増加する等、学習機会の拡充及び保護者負担の軽減が図られた。＊高度医療サポート看護師配置事業・高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する支援学校４校（重点校）に高度医療サポート看護師を各1人配置した。学校で学習活動中に人工呼吸器を必要とする児童生徒を安全安心に受け入れるために、国の「医療的ケア実施体制構築事業」を活用し、校内体制を整備することにより、重点校４校で計５人が保護者の付き添いなしに学校生活を送ることができた。\*医療的ケア実施体制構築事業・学校看護師のスキルアップについては、府教育庁主催の応用研修会（8月実施）、看護師専門研修会（R２年1月実施予定）の他、府福祉部や看護師配置校長会、重点校とも連携し、研修参加の機会を確保している。・国の「医療的ケア実施体制構築事業」を活用し、重点校４校について医師の泊行事同行を含む学校巡回の機会（重点校それぞれに６～17回）を確保する等、医療機関との連携を深め、可能な限り保護者の付き添いなしに児童生徒を安全安心に受け入れるための校内体制の構築を図った。・平成31年４月に大阪府立支援学校医療的ケア検討委員会を設置し、府立支援学校統一の医療的ケアガイドラインを策定した。＊市町村医療的ケア等実施体制サポート事業・小中学校に勤務する学校看護師を対象に医療講習会を実施（7月、8月）。　　　 参加者数：89名・学校看護職の魅力の普及や啓発のため、教職員・求職中の看護師等を対象に実践報告会を開催（12月）。参加者数：193名・医療的ケアが必要な児童生徒の小中学校在籍実績　　　 　　　31市町166校○不登校の未然防止や学校復帰のための支援の促進＊課題を抱える生徒フォローアップ事業・家庭生活上の問題などを抱える83人の生徒を対象としたケース会議を開催し、生徒及び家庭へ関係機関と連携した支援を行った。・効果的な生徒支援を図るため、SSW・学校の担当者・民間支援団体が参加する協議会を２回、SSW・学校の担当者が参加する研究会を１回、SSWを対象とした研究会を４回、実施した。・事業実施校５校に教育庁が学校を訪問し、活用状況を把握するとともに、効果的な運営方法について助言した。 |
| **発達障がいのある幼児児童生徒への支援** |  |  |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.3月末時点）＞** |
|  | **■通常の学級に在籍する発達障がいのある幼児児童生徒への支援**＊通級指導担当教員等専門性充実事業 〔再掲〕・中学校と高等学校における通級指導について、担当教員への研修を実施し専門性の向上を図るとともに、中学校と高等学校の連携方法等について研究を進めます。＊高等学校支援教育力充実事業 〔再掲〕　　　　　　・高等学校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導等の充実を図るために、支援要請校へ訪問・来校相談を実施します。 | ◇活動指標（アウトプット）・中学校と高等学校における通級指導について、指導方法や通常の学級担任との連携の在り方について研究を進めるとともに、中学校と高等学校の連携方法等について研究することで、中・高の通級指導の効果的な接続について研究します。・自立支援推進校等から指定する支援教育サポート校の担当教員が、支援要請のあった高校へ訪問相談等を実施します。　　　（参考）平成30年度　相談件数　80件 | ○通常の学級に在籍する発達障がいのある幼児児童生徒への支援＊通級指導(\*9)担当教員等専門性充実事業・担当教員の専門性向上のために「専門講座」を開催（５月、６月、８月、10月、11月、2月）。　　参加者数：のべ 182名・事業の進捗確認、成果の取りまとめに向け、「専門性充実検討会議」を開催（10月、11月、１月）。・事業の成果発信のため、フォーラムを開催（12月）。参加者数：約400名＊高等学校支援教育力充実事業〔再掲〕・支援教育サポート校が、高校からの相談に対し、支援を行った。　　相談：23校56件　講演等：11回　　各サポート校主催の支援教育コーディネーター連絡会（4回）・「高等学校等における支援教育推進フォーラム」で学校の支援教育の優れた取組みを共有。（12月）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参加者数：約400名 |